

令和4年度第3回京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録 令和4年度第3回京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 令和5年3月20日（月） 14:40～15:30

※ 同日の午後1時30分から、京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会の単独議題として、京都府のみ条例指定の対象となるNPO法人に係る個別審査（非公開）が行われ、その後、京都市との合同審査委員会として、以下4に記載の議題について協議を行った。

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム
（ひと・まち交流館 京都2階）

3 出席者

（1）委員（五十音順）

赤澤委員【委員長】、小原委員、柴田委員、永井委員、前岡委員

（2）事務局

（京都府）地域政策室 辻川企画参事、森田課長補佐、担当職員

（京都市）永田市民活動支援課長、奥村担当係長、担当職員

4 議題

（1）諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）

（2）条例指定NPO法人の外部評価結果の報告

（3）京都府及び京都市の指定法人の状況 等

5 公開・非公開の別

議題（1）公開

議題（2）（3）非公開

6 議事の概要

（1）諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領第4条及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領第4条の規定により非公開

答申結果

答申書（ホームページ上で答申結果PDFへのリンクを設定）

（2）条例指定NPO法人の外部評価結果の報告

古材文化の会の外部評価結果について、資料「条例指定法人から提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

(前岡委員) この法人は、「奥田家住宅及び山科本願寺跡公園管理業務」など、様々な委託業務を受託されているが、これらの業務を法人が実施するにあたり、業務をどこかに再委託されているのか。

(事務局) 「奥田家住宅及び山科本願寺跡公園管理業務」については、奥田家住宅の建物の一部に法人の事務所をおいている。奥田家の管理に関しては、法人の事務職員が自ら行っている。その他、法人が実施する業務を会員に委託して、会員が事業を実施する形で行われているものもある。

(前岡委員) 法人は、受託した業務をどのような基準で外部に再委託しているのか。基準を定めた規程等はあるか。

(事務局) 法人がどのような形で再委託先を選定しているのかは確認できていないが、業務の内容に応じて、法人が、会員の中から実施に適した方を探して依頼されていると思われる。

(前岡委員) 事業収入及び委託費の金額が大きいため、法人内部で外部委託の基準があるかということが気に掛かった。

(事務局) 外部委託の基準について、法人に確認する。

(委員長) 法人事務局の人員体制は。

(事務局) 常勤職員が2名、アルバイトが2名である。令和4年4月、奥田家住宅に事務所を移転させた際にアルバイトを雇用され、現在は週1、2回程度勤務されているということである。

(委員長) 法人が色々な業務を会員に依頼している現状を踏まえると、事務局職員だけでなく会員の若返りも必要になると思われる。

(事務局) それに加え、古い木造建築の所有者の世代交代も進んでいることから、法人が若い世代と知り合う機会が増えており、今後も若い世代の方々に法人のことを知ってもらうような取組を続けていきたいということである。

(柴田委員) 法人と若い世代とのつながりが増えてきており、その方々を会員にして巻き込んでいくということを法人としても考えているということか。

(事務局) 法人としても若い世代を巻き込んでいくことは必要であると考えているため、若い世代に対して、イベント等の機会をとらえて法人の紹介や寄附のお願いをされているということである。

(小原委員) 令和4年度から「奥田家住宅及び山科本願寺跡公園管理業務」の受託に伴い事務所も移転されたということであるが、活動計算書に計上されている地代家賃等の金額について、今後変化がある見込みか。

(事務局) これまでは民間の古民家を借り、そこに地代家賃を支払っておられた。移転後は、奥田家住宅の一部を法人事務所として借りているため、家賃の負担自体は依然と比べて軽くなるということになる。なお、地代家賃の中の「サブリース」として計上されている費用については、古民家の所有者と、その古民家を使ってカフェを経営されたい方、法人の三者で賃貸借契約を締結されており、法人は、カフェの経営者から地代を受け取り、所有者に支払うというように、間に入った取引をされているものである。

(前岡委員) どのような方が法人の会員になっておられるのか。

(事務局) 法人の会員は、建築士等の建築関係の仕事をされている方や、工務店を営まれている方などが多い。

(前岡委員) 法人の会員となる理由にはどんなものがあるか。法人の活動を通して古民家や建築に関する情報を得るためなのか、あるいは、会員同士の相互の関係で情報を入手されるためなのか。

(事務局) 両方あると思われる。また、法人の会員となることにより、会員同士のネットワークを広げて、本業として行っている仕事の幅を広げていくためということもあると思われる。

(委員長) 法人設立以来、建築に関わる方が中心となり法人を運営してこられた。これまでの基盤をベースにしつつ、新たな会員や法人の活動を支える担い手として活躍していただける方をさらに集められ、法人の活動を継続させていくための基盤整備に今後も尽力されたい。そのためには、法人運営を支える職員も必要であり、人件費として活用できる資金を増やしていくことが必要となるため、条例指定による寄附控除制度を活用しながら、寄附集めの取組をさらに進めていただきたい。

(3) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説

明。